

四半期報告書

(第56期第3四半期)

自 平成29年12月1日

至 平成30年2月28日

株式会社ニイタカ

大阪市淀川区新高一丁目8番10号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営上の重要な契約等 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 5
- (2) 新株予約権等の状況 5
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 5
- (4) ライツプランの内容 5
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 5
- (6) 大株主の状況 5
- (7) 議決権の状況 6

2 役員の状況 6

第4 経理の状況 7

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 8
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 10
 - 四半期連結損益計算書 10
 - 四半期連結包括利益計算書 11

2 その他 14

第二部 提出会社の保証会社等の情報 14

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年4月13日
【四半期会計期間】	第56期第3四半期（自 平成29年12月1日 至 平成30年2月28日）
【会社名】	株式会社ニイタカ
【英訳名】	Niitaka Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥山 吉昭
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区新高一丁目8番10号
【電話番号】	06(6391)3266
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 佐古 晴彦
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区新高一丁目8番10号
【電話番号】	06(6391)3266
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 佐古 晴彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第55期 第3四半期連結 累計期間	第56期 第3四半期連結 累計期間	第55期
会計期間	自 平成28年6月1日 至 平成29年2月28日	自 平成29年6月1日 至 平成30年2月28日	自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日
売上高 (千円)	11,575,373	12,310,330	15,625,615
経常利益 (千円)	903,125	859,933	1,103,206
親会社株主に帰属する四半期（当期）純利益 (千円)	633,967	609,652	778,295
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	661,488	730,804	779,473
純資産額 (千円)	8,293,933	9,000,958	8,411,918
総資産額 (千円)	14,469,677	15,756,747	15,000,628
1株当たり四半期（当期）純利益金額 (円)	107.38	103.27	131.83
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	57.3	57.1	56.1

回次	第55期 第3四半期連結 会計期間	第56期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自 平成28年12月1日 至 平成29年2月28日	自 平成29年12月1日 至 平成30年2月28日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	40.62	40.70

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、第1四半期連結会計期間より、スイショウ油化工業株式会社につきましては株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善に伴い緩やかな回復基調にありました。一方で、海外経済は、アメリカ・中国等の政策動向や東アジアや中東での地政学的リスクへの懸念により、先行き不透明な状況が続いております。

このような環境下、当社は、環境にやさしく、同時にコストパフォーマンスにも優れた「パウチ包装タイプ高濃度洗剤・洗浄剤」のラインアップの充実と販売拡大に継続して注力してまいりました。

また、フードビジネス業界の多様化するニーズに対応し、省力化や食の安全・安心に貢献できる製品とサービスの提供に努めてまいりました。平成29年9月にはウイルス対応力を強化した「アルコール系除菌剤」を発売し、好評を博しています。

これらの活動が功を奏し、当第3四半期連結累計期間の売上高は、123億1千万円（前年同四半期比 6.3%増）となりました。

利益につきましては、売上拡大とコスト削減の効果はありましたが、スイショウ油化工業株式会社の子会社化に伴う費用が発生したことや、将来に向けての人材等への投資により、営業利益は、8億3千9百万円（同 4.5%減）、経常利益は、8億5千9百万円（同 4.8%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は、6億9百万円（同 3.8%減）となりました。

当社グループは、業務用の化成品事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の情報はありません。当社グループの品目群別売上高は、次のとおりであります。

＜当社グループ製造品＞（業務用洗剤・洗浄剤・除菌剤・漂白剤、固形燃料等）

大規模ユーザーの獲得が寄与し、「食器洗浄機用洗浄剤」の売上が増加しました。また、食の安全・安心意識の高まりによる需要の拡大も背景にあって、「除菌・消毒用アルコール製剤」の売上が増加しました。

その結果、当第3四半期連結累計期間の当社グループ製造品売上高は、95億2千7百万円（前年同四半期比 7.1%増）となりました。

＜仕入商品等＞

当第3四半期連結累計期間の売上高は、27億8千2百万円（同 3.9%増）となりました。

（2）財政状態

当第3四半期連結会計期間末の財政状態は次のとおりであります。

（資産）

資産は前連結会計年度末と比較して7億5千6百万円増加し、157億5千6百万円となりました。主には、「受取手形及び売掛金」が1億3千2百万円、「商品及び製品」が1億2千4百万円、「原材料及び貯蔵品」が1億2千9百万円、投資その他の資産「その他」が1億9千万円それぞれ増加しました。

（負債）

負債は前連結会計年度末と比較して1億6千7百万円増加し、67億5千5百万円となりました。主には、「支払手形及び買掛金」が2億円、「短期借入金」が4億6千8百万円、「電子記録債務」が1億5百万円それぞれ増加し、流動負債「その他」が5億8千8百万円減少しました。

（純資産）

純資産は前連結会計年度末と比較して5億8千9百万円増加し、90億円となりました。主な増加は、親会社株主に帰属する四半期純利益6億9百万円であり、主な減少は、配当金の支払1億4千1百万円であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(会社の支配に関する基本方針について)

当社における「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）の概要は下記のとおりです。

① 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。一方、上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。

したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組みの概要

イ. 「中期経営計画」による企業価値向上への取り組み

当社グループは、長期目標として、業務用洗剤洗浄剤分野でナンバーワンを掲げ、洗剤洗浄剤で売上高200億円、営業利益率10%を目指しております。その目標を達成するため、中期経営計画「N I P Q」（Niiitaka Innovation Plan, Quality）を策定しております。

平成29年5月期を初年度とする中期経営計画では、(i)シェアの拡大、(ii)シェア拡大の条件整備、(iii)生産能力・生産性アップ、(iv)人材育成・活性化、(v)新市場開拓、事業創出を課題として進めてまいります。

主要な課題は以下の通りです。

(i) シェアの拡大

大手ユーザー開拓のため営業開発部体制を強化し、シェアの拡大を図ります。

(ii) シェア拡大の条件整備

サービス戦略（メンテナンス及び衛生管理支援サービスによる差別化）及びチャネル戦略（新たな販売ルート開拓）に重点的に取り組み、シェア拡大のための条件整備を推進します。

(iii) 生産能力・生産性アップ

売上の拡大に対応する生産体制を構築します。また、生産量の確保とともに、効率化やコストダウンも可能となる、新しい生産方式の開発に取り組みます。

(iv) 人材育成・活性化

次世代幹部社員の育成を重点的に進め、組織体制の強化を図ります。

(v) 新市場開拓、事業創出

M&Aや業務提携等の活用を積極的に進め、新市場開拓、事業創出に取り組みます。

ロ. コーポレート・ガバナンスに関する取り組み

当社は、当社グループの経営理念を実現し、継続的に企業価値を高めることを目指しております。平成27年6月1日に適用開始された「コーポレートガバナンス・コード」への対応として、改めて「コーポレートガバナンス基本方針」を定め、方針に則った活動を行うことで、経営効率の向上及び経営の健全性の向上に努めております。

当社は、取締役会、監査等委員会、会計監査人、監査室及びCSR委員会等の各組織機関が相互に連携し、さらには内部通報制度も設け、コンプライアンスの徹底やリスク管理の充実をはじめとした内部統制システムが有効となるよう努めております。

当社取締役会は、定時取締役会を1ヶ月に1回、臨時取締役会を随時開催し、取締役会規程に定められた付議事項について十分な審議を行っております。また、執行役員を招集して行う執行役員会を月例で実施し、取締役会の方針に基づく経営執行上の重要事項の審議を迅速に進めております。

当社は、これらの取り組みとともに、株主の皆様をはじめ、従業員、取引先等ステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、企業価値の安定的向上を目指してまいります。

- ③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組み

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わないものとし、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。）を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に順守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示をお受けいただく機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為についての評価・検討に必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価・検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとしております。したがって、大規模買付行為は、取締役会の評価・検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。大規模買付者が、大規模買付ルールを順守した場合は、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが明白と判断される場合を除き、対抗措置をとりません。ただし、大規模買付者が、大規模買付ルールを順守しなかった場合、順守しても大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要性・相当性の範囲で会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

本プランは、平成28年8月26日に開催の当社第54回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただき継続しており、その有効期限は平成31年9月に開催予定の当社定時株主総会終結時までとなっております。

- ④ 本プランが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

上記②の会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための施策であり、まさに会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、(イ)買収防衛策に関する指針（注1）の要件を充足していること(ロ)株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること(ハ)合理的な客観的発動要件の設定をしていること(ニ)独立性の高い社外者の判断の重視と透明な運営が行われる仕組みが確保されていること(ホ)株主意思を重視するものであること(ヘ)デッドハンド型買収防衛策（注2）やスローハンド型買収防衛策（注3）ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (注) 1. 「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（平成17年5月27日経済産業省・法務省）を指します。
2. デッドハンド型買収防衛策 取締役会の構成員の過半数を交替させてもその発動を阻止できない買収防衛策
3. スローハンド型買収防衛策 取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における、研究開発費は2億2千万円であります。

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種 類	発行可能株式総数 (株)
普 通 株 式	16,900,000
計	16,900,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数 (株) (平成30年2月28日)	提出日現在発行数 (株) (平成30年4月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,943,052	5,943,052	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	5,943,052	5,943,052	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成29年12月1日～ 平成30年2月28日	—	5,943,052	—	585,199	—	595,337

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成29年11月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成30年2月28日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 39,300	—	単元株式数100株
完全議決権株式（その他）	普通株式 5,893,100	58,931	同上
単元未満株式	普通株式 10,652	—	—
発行済株式総数	5,943,052	—	—
総株主の議決権	—	58,931	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

②【自己株式等】

平成30年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社ニイタカ	大阪市淀川区新高一丁目8番10号	39,300	—	39,300	0.66
計	—	39,300	—	39,300	0.66

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成29年12月1日から平成30年2月28日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年6月1日から平成30年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表について、ひびき監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年5月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,682,543	1,710,912
受取手形及び売掛金	3,430,901	※ 3,563,580
商品及び製品	725,554	850,283
仕掛品	35,359	33,488
原材料及び貯蔵品	356,344	485,848
その他	201,992	267,250
貸倒引当金	△3,746	△4,848
流動資産合計	6,428,950	6,906,515
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,332,889	2,290,548
土地	3,038,002	3,136,945
その他（純額）	1,507,309	1,510,077
有形固定資産合計	6,878,201	6,937,571
無形固定資産		
のれん	9,110	7,402
その他	386,236	410,190
無形固定資産合計	395,347	417,592
投資その他の資産		
その他	1,317,273	1,508,239
貸倒引当金	△19,144	△13,171
投資その他の資産合計	1,298,129	1,495,067
固定資産合計	8,571,677	8,850,231
資産合計	15,000,628	15,756,747
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	684,909	885,730
電子記録債務	1,638,913	1,744,256
短期借入金	392,778	861,182
未払法人税等	218,586	112,755
その他	1,430,755	842,283
流動負債合計	4,365,943	4,446,209
固定負債		
長期借入金	721,278	686,637
退職給付に係る負債	1,182,195	1,246,473
その他	319,293	376,467
固定負債合計	2,222,766	2,309,578
負債合計	6,588,710	6,755,788

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年5月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年2月28日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	585,199	585,199
資本剰余金	595,337	595,337
利益剰余金	7,251,019	7,718,983
自己株式	△50,680	△50,755
株主資本合計	8,380,875	8,848,764
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	16,349	96,379
為替換算調整勘定	14,693	55,815
その他の包括利益累計額合計	31,042	152,194
純資産合計	8,411,918	9,000,958
負債純資産合計	15,000,628	15,756,747

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年6月1日 至平成29年2月28日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年6月1日 至平成30年2月28日)
売上高	11,575,373	12,310,330
売上原価	6,734,938	7,196,969
売上総利益	4,840,435	5,113,360
販売費及び一般管理費	3,961,262	4,273,982
営業利益	879,173	839,378
営業外収益		
受取利息	5,093	6,073
受取配当金	7,097	11,621
受取賃貸料	17,178	16,977
売電収入	6,457	5,877
その他	10,113	10,440
営業外収益合計	45,940	50,990
営業外費用		
支払利息	4,729	6,241
賃貸収入原価	10,617	11,198
売電原価	4,344	4,655
その他	2,296	8,340
営業外費用合計	21,988	30,435
経常利益	903,125	859,933
特別利益		
投資有価証券売却益	1,604	-
負ののれん発生益	-	15,651
その他	-	2,191
特別利益合計	1,604	17,842
特別損失		
投資有価証券売却損	710	-
固定資産除売却損	241	374
特別損失合計	951	374
税金等調整前四半期純利益	903,777	877,402
法人税等	269,810	267,749
四半期純利益	633,967	609,652
親会社株主に帰属する四半期純利益	633,967	609,652

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成28年6月1日 至 平成29年2月28日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成29年6月1日 至 平成30年2月28日)
四半期純利益	633,967	609,652
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	40,182	80,030
為替換算調整勘定	△12,661	41,121
その他の包括利益合計	27,521	121,151
四半期包括利益	661,488	730,804
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	661,488	730,804
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

第1四半期連結会計期間から、スイショウ油化工業株式会社につきましては株式を取得したため、連結の範囲に含めております。なお、みなし取得日を平成29年8月31日としており、同社の決算日(2月28日)と連結決算日(5月31日)との差異が3ヵ月を超えないため、第2四半期連結会計期間においては同社の平成29年8月31日の貸借対照表のみを連結し、当第3四半期連結会計期間より同社の損益計算書を連結しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※. 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、一部の連結子会社の当第3四半期会計期間末日が休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年5月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年2月28日)
受取手形	一千円	1,320千円
合計	—	1,320

偶発債務

当社グループは、外注先でありますホワイトプロダクト株式会社の円滑な原材料の調達を支援するため、同社の原材料購入代金支払債務に対し、次の債務保証枠を設定しております。

	前連結会計年度 (平成29年5月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年2月28日)
保証極度額	20,000千円	20,000千円
債務保証残高	17,856	20,000
差引額	2,143	—

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年6月1日 至平成29年2月28日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年6月1日 至平成30年2月28日)
減価償却費	251,507千円	305,895千円
のれんの償却額	1,708千円	1,708千円

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間(自平成28年6月1日至平成29年2月28日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年7月25日 取締役会	普通株式	64,940	11.00	平成28年5月31日	平成28年8月9日	利益剰余金
平成28年12月27日 取締役会	普通株式	64,940	11.00	平成28年11月30日	平成29年2月7日	利益剰余金

II 当第3四半期連結累計期間(自平成29年6月1日至平成30年2月28日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年7月24日 取締役会	普通株式	70,844	12.00	平成29年5月31日	平成29年8月8日	利益剰余金
平成29年12月26日 取締役会	普通株式	70,844	12.00	平成29年11月30日	平成30年2月6日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成28年6月1日至平成29年2月28日)

当社グループは、業務用の化成品事業を行っており、単一セグメントであるため、記載を省略していません。

当第3四半期連結累計期間(自平成29年6月1日至平成30年2月28日)

当社グループは、業務用の化成品事業を行っており、単一セグメントであるため、記載を省略していません。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

企業結合に係る暫定的な会計処理の確定

平成29年7月31日に行われたスイショウ油化工業株式会社との企業結合について、第1四半期連結会計期間において暫定的な会計処理を行っていましたが、第2四半期連結会計期間に確定しております。

この結果、暫定的に算定されたのれんの金額2,021千円は、会計処理の確定により17,673千円減少し、負ののれん発生益15,651千円となりました。のれんの減少は、主に流動資産が112,479千円、流動負債が132,555千円それぞれ減少したことによるものです。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年6月1日 至平成29年2月28日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年6月1日 至平成30年2月28日)
1株当たり四半期純利益金額	107円38銭	103円27銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (千円)	633,967	609,652
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 利益金額(千円)	633,967	609,652
普通株式の期中平均株式数(株)	5,903,720	5,903,700

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成29年12月26日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・70,844千円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・12円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・平成30年2月6日

(注) 平成29年11月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年4月13日

株式会社ニイタカ

取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 木下 隆志 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 石原 美保 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニイタカの平成29年6月1日から平成30年5月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成29年12月1日から平成30年2月28日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成29年6月1日から平成30年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニイタカ及び連結子会社の平成30年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。